

鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例の一部改正について

都市計画課生活排水対策室

1 改正の理由

浄化槽法の一部を改正する法律が令和元年6月に成立し、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保が確実になされるよう求められていることから、鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年条例第42号。以下「条例」という。）に基づき登録された浄化槽保守点検業者に対し、営業所に置いている浄化槽管理士への研修の機会の確保を義務づけるもの。

2 改正の内容

(1) 条例第5条第1項第8号（新規追加）

有効期限満了後に引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者について、設置する浄化槽管理士が研修を受けていなければ、浄化槽保守点検業者として登録を拒否する規定の追加

(2) 条例第10条第8項（改正）

浄化槽管理士に対する研修の機会の確保について、浄化槽保守点検業者の努力義務から義務とする規定へ変更

(3) その他

鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則第3条第3項に規定する登録申請書の添付書類等の中に「浄化槽管理士が受講したことを証する書類」を追加するなど、併せて規則を改正

3 施行期日

2(1)…令和5年4月1日（業者が対応する期間を考慮）

2(2)…令和2年4月1日（法律の施行期日と同日）